

2014年夏号 仙台市

農政だより



発行 仙台市経済局農林部(農政企画課、東部農業復興室、農業振興課、農林土木課)
〒980-8671 青葉区国分町3丁目7-1 電話 022-214-8265(農政企画課) FAX 022-214-8338
ホームページ http://www.city.sendai.jp/business/d/keizai_03.html
Eメール kei008110@city.sendai.jp(農政企画課)



若林区井上地区

大区画化ほ場整備が進んだ集落で 営農が再開されました

今年春、津波被害を受けた仙
市東部地域(宮城野区・若林区・
太白区の沿岸)の農地では、ほ
全域で営農が再開されました。

また、若林区荒浜地区(七郷5・2
ブロック)、三本塚地区(六郷2

ブロック)、上岡田地区(高砂3
ブロック)及び太白区四郎丸地区
の農地では、大区画ほ場整備工
が、現在進められています。

ほ場整備工事は、農地1枚の面
積を大きくするほか、用水路のパ
イプライン化や農道の拡

幅整備など、農作業がし
やすい環境を作り、コス
ト軽減による水田の生産
性の向上や農業経営の安
定化を狙いとされています。
**1ha規模のほ場、
井上地区にて完成!**

集落の合意形成が早期
に行われ、ほ場整備事業
の準備が調った井上地区
(六郷4ブロック)では、
除塩工事に続けてほ場の
整備工事を行い、今年5
月より、大区画ほ場での
営農が再開されました。
今年度は荒浜地区、三
本塚地区、上岡田地区の

ほか、中荒井地区(七郷4・1ブ
ロック)、藤田地区(七郷6ブ
ロック)でも工事着手に向けて準
備を進めています。

また、四郎丸地区でも、50a規
模のほ場整備工事が進められてお
り、ほ場の一部が完成しました。
今年度は転作用の大豆が作付され、
残る農地でも工事が進められてい
ます。

市では、ほ場整備事業が円滑に
進められるよう関係機関と連携し、
推進していきます。

大区画ほ場を使用しての 感想は?

農事組合法人井土生産組合の鈴
木保則代表理事は、「今までの1.
5倍以上の面積の作業がこなせ、
また蛇口をひねるだけで水が出て
くるので管理がしやすいです。大
型農業用機械も入ることができ、
作業効率が良いと感じています。
本当に便利になりました。」と大
区画ほ場での営農再開について感
想を話していました。

【東部農業復興室復興支援係

214・7327】

**農地の集約化を目指し、
農地中間管理事業が
始まります**

平成26年4月、(公社)みやぎ農業振興公社が、農地の中間的な受け皿である農地中間管理機構として業務を開始しました。

機構では、農地の貸付け希望者から農地を借受け、必要な場合、簡易なほ場整備等を行い、農地の集積に配慮して、地域の担い手へ農地の貸付けを行います。

中間管理事業を活用した農地の貸借や協力金等については、今後地域で説明会等を開催し、皆様にお知らせします。

また、農地の借受け希望者の募集は、8月下旬以降から実施する予定です。

○農地集積に対する助成制度

平成25年度まで、所有する農地をJA仙台へ白紙委任することで、対象者に交付されていた農地集積支援金等に代わり、機構を活用し農地の貸付け等を行うことで、農地集積への協力金の交付が受けられるように制度

が変わります。

(1)経営転換協力金

◆対象者 ①経営転換する方②離農する方③農地の相続人

◆交付要件 全農地を10年以上機構へ貸付け、当該農地が機構から受け手に貸付けられること

◆交付単価

0.5 ha以下	30万円
0.5 ha超2 ha以下	50万円
2 ha超	70万円

(2)耕作者集積協力金

◆対象者 機構が借受けた農地等に隣接する農地において、

①自ら耕作する農地を機構に貸付けた所有者、または、②所有者が農地を機構に貸付けた場合の当該農地の耕作者

◆交付要件 交付対象農地を10年以上機構に貸付け、当該農地が機構から受け手に貸付けられること

◆交付単価 2万円/10a

※単価は平成27年度までの特別単価です。

(3)地域集積協力金

◆対象 市町村内の地域

※地域については現在協議中

◆交付要件 「地域」内の農地の一定割合以上が機構に貸付けられること。

◆交付単価(集積率により変動)
2割超5割以下 2.4万円
5割超8割以下 3.2万円
8割超 4万円

※地域集積協力金については、仙台市では平成27年度から実施予定です。

※単価は平成27年度までの特別単価です。

【農業振興課生産振興係 214・8335】

農薬は責任を持って正しく使いましょ

安心な農産物を生産するため、農薬は使用基準の遵守と飛散防止の徹底など責任を持って正しく使いましょ。

①ラベルに記載された内容に従って使用する

対象の作物に適用のある農薬を、ラベルに記載された使用方法等を守って使用しましょ。

②生産履歴等に使用記録を残し、保管する

使用年月日・場所、商品名、使用量等を生産履歴等に記帳し、一定期間保管しましょ。

③周囲への飛散予防対策をとる

無風又は風が弱い時に散布し、ノズルの向き等に注意しましょ。

④農薬の事故を防止する

マスクや手袋等を着用し、事故を未然に防ぎましょ。

⑤無登録農薬を使用しない

農薬ラベルに登録番号が記載されていないものは使用してはいけません。

⑥農薬は鍵のある保管庫で保管する

【農業振興課生産振興係 214・8335】

消費者から信頼される安全・

仙台市からのお知らせ

加工技術等のセミナー！
研修会を開催します

市内農業者の方を対象として、6次産業化のためのスキルや農産物加工技術についてのセミナー、研修会を開催します。

○仙台産農産物加工セミナー

◆募集人数 各日5名程度

◆開催日程及び内容

コース名	開催日及び内容
和菓子コース	10月22日(水)・23日(木) ・じょうよ饅頭 ・豆菓子3種
米加工コース	11月12日(水)・13日(木) ・花びらもち ・米粉のきのこピザ
スイーツコース	11月26日(水)・27日(木) ・シフォンケーキ ・かぼちゃポーロ

※12月以降の開催分については、2014年秋号(11月発行予定)でご案内します。

※各コース両日とも同じメニューを実施します。全ての回に参加する必要はありません。

◆時間 13時～15時

◆会場 農業園芸センター加工棟

◆持ち物 エプロン、三角巾、メモ帳、筆記用具等

◆募集期間 9月1日(月)から開催日の1週間前まで

◆6次産業化スキルアップ研修会

◆募集人数 15名程度

◆日時 9月30日(火)13時～15時

◆内容 トマト生産における6次産業化について

◆講師 (株)デリシャスファーム

代表 今野 文隆 氏

◆会場 農業園芸センター研修室

◆募集期間 9月1日(月)から

いずれも、募集人数に達し次第締め切り。

内容の詳細は、(株)パソナ(080・9448・1589)に、「6次産業化スキルアップ研修会」、「農産物加工セミナー」についてお問い合わせください。

【農業振興課農工商連携推進室】

214・8266

新たな取り組みを支援します

○農工商連携等に関する相談窓口を設置しています

農産物の加工に取り組みたい方、販路を拡大したい方、商談会に農産物等を展示してみたい方、農工商連携(※1)による新たな商品開発等をお考えの方

向けに広くご相談を受け付けています。

また、国の6次産業化(※2)の認定や補助金の申請などの手続きに関してもお気軽にご相談ください。

※1 農業者と商工業者が連携し、互いの経営資源を持ち寄り新商品等を開発する取り組み

※2 農業者が農産物の生産及びその加工又は販売を一体的に行う取り組み

【農業振興課農工商連携推進室】

214・8266

○農業者訪問を行い課題解決や新たな事業を支援します

「自分の課題を見つけた」「新しい事業に挑戦したい」など、市内農業者の農業経営の向上を目指す取り組みを支援します。

◆対象者 市内農業者(個人・グループどちらでも可)

◆費用 無料

◆支援内容 農業者を訪問してお話をお聞きし、課題や事業アイデアに合わせて支援計画を策定します。支援メニューは、販路開拓、経営力強化、6次産業化、広報・プロモーション等のほか、大学や企業、専門家等の紹介も行っています。

支援を希望される方は、事務局の(有)マイティ千葉重(7255115)に、「コーディネーター事業について」とお問い合わせください。(申し込み多数の場合は、先着順となりますのでご了承ください。)

【東部農業復興室】

農と食のプロジェクト推進係

214・7329

農業に使用する軽油引取税の免税について

農業用の機械等に使用する軽油については、免税証の交付などの手続きを受けた場合に限り、軽油引取税を免税とすることが出来ます。平成27年3月までの作業分が対象となります。

◆対象となる農業用の軽油

農業を営む者が使用する耕耘整地用機械、栽培管理用機械、収穫調製用機械、植物繊維用機械及び畜産用機械の動力源に使用する軽油

◆免税手続き

①あらかじめ宮城県知事から「免税軽油使用者証」の交付を受けます（「免税軽油使用者証」は3年以内の有効期限が定められています）。

②免税軽油の数量、引取予定販売事業者名等を記載した申請書を宮城県知事に提出し「免税証」の交付を受けます。

③石油販売業者に「免税証」を提示し、免税軽油を購入します。

④「免税軽油使用者証」の交付を

受けた者は、県が定める期日までに購入した数量等を報告します。

税率は1Lあたり32・1円となっています。例えば1,000L使用する場合は32,100円の免税となります。

免税軽油の対象機械及び申請書類等については、管轄の県税事務所にお問い合わせください。

【農業振興課生産振興係

214・8335】

機械利用体系の効率化を支援します（攻めの農業実践緊急対策事業）

これまで個々で行っていた農業機械作業を担い手農家に新たに集約する場合などに必要となる農業機械のリース導入等に支援します。

◆要件

- ・機械作業の受け手（担い手）及び出し手（非担い手）合計5戸以上の農家で取り組むこと
- ・生産効率を図る品目の生産コストを地域平均と比較して1割以上削減する目標を設定すること

◆補助率 リース物件本体価格の1/2以内（50万円以上の機械が対象）

【農業振興課生産振興係

214・8335】

経営能力向上のための研修等の費用を補助します

農業経営についての研修や経営診断を受ける場合の経費を補助します。

◆補助額 上限3万円/件

◆対象者 仙台市地域農業基盤強化プランに位置づけられた担い手及びその構成員

希望される方は左記までご連絡ください。

【農業振興課生産振興係

214・8335】

立木を伐採する際には届出が必要です

地域森林計画の対象となっている民有林で、保安林や保安施設地区に含まれない森林において立木を伐採する場合には、伐採開始日の30日前までに市への届出が必要です。

届出は伐採開始日の90日前から受け付けています。

なお、保安林や保安施設地区内の森林の場合は、宮城県への手続きが必要となります。

立木の伐採計画等がある場合は、お早めに左記までご相談ください。

【農林土木課林務係

214・8264】

六本木ヒルズとのコラボイベントを実施していきます！

首都圏における仙台・宮城産農林水産物のブランド化や消費拡大を図るため、情報発信の拠点である六本木ヒルズと連携しイベントを行っていきます。

第1弾として5月には、六本木ヒルズの周辺住民の皆さんと、屋上庭園にある水田に「ひとめぼれ」と「みやこがねもち」を定植しました。

今後も、稲刈りや餅つきなどを通じて仙台・宮城産農林水産物のPRを行います。

【農政企画課企画調整係

214・8265】